

# 東北南海流域における異常気象と救済措置

ダイチン・ゲルン時代の琿春河流域を中心に

## 庄 声

### はじめに

ダイチン・ゲルン時代、琿春の南部海域を「南海」といった。琿春の領域は西北に向かって吉林まで1,100里、東に向かって海まで280里、西に向かって図門江まで20里で、そこからは朝鮮の境域となる。また、南に向かって海まで110里、北に向かって佛斯亭山まで120里、東南に向かって海まで130里、西南に向かって海まで120里、東北に向かって喀爾岱窩集まで100里、西北に向かって噶哈哩河まで110里である<sup>1</sup>。琿春河は城の東北の山から西南へ流れ、西の拉特河と合流した後、城南を經由して北の占米河に來会し、また東南へ向かって海に流出した<sup>2</sup>。琿春河の水源は通壘山にあり、その高さは1里、周囲は4里であった<sup>3</sup>。琿春は図門江の下流域に位置し、その琿春河一帯は、山に囲まれ水資源が非常に豊富である。図門江には1級河川の7つの支流があり、琿春河はそのなかでも最大の河川で、長さはおよそ198kmに及ぶ。さらに、その流域一帯には面積20km<sup>2</sup>以上の河川が数十本にのぼる<sup>4</sup>。

マンジュ語檔案文書と各地図を見ても、琿春一帯は山々が連なる山岳地帯で、河川の流量も豊富である【図1】<sup>5</sup>。琿春は海洋性気候地帯に属し、また日本海に近い為、年間の降水量は34.66億m<sup>3</sup>と比較的多い。さらに、琿春は河川の下流域に位置するため、水害

---

1 『欽定盛京通志』巻24、疆域形勝、琿春、421頁。（『欽定四庫全書』第501冊、史部259地理類、台湾商務印書館）。

2 『大清五朝会典』（嘉慶朝）第15冊、巻91、線装書局、2006年、830頁。「出城東北山、西南流、西合拉特河、經城南、北合占米河來會。又東南入於海」。

3 『(康熙23年)盛京通志』巻9、山川志、56a頁、京都大学附属図書館蔵。「通壘山高一里、周圍四里、琿春河發源於此」。

4 『琿春県水利志』琿春県水利志編輯室、1989年、7頁。

5 『琿春副都統衙門檔』第1冊、「琿春記名協領赫保為查報本處閔防及地名均用滿文書写等情事致寧古塔副都統衙門呈文」乾隆13年2月27日、広西師範大学出版社、2007年、276-277頁。以下、出版社、発行年の注記は省略する。

図1 琿春の地形及び流域図



『清内府一統輿地秘図』（マンジュ語）一部を模写

琿春地方流域の地名対照図（対応しない地名を○で表す）

|    | 皇輿全覽図(漢文・木刻版) | 清内府一統輿地秘図(満文)     | 転写               |
|----|---------------|-------------------|------------------|
| 1  | 琿春            | ᠬᠠᠳᠠ ᠪᠢᠷᠠ         | hūncun gašan     |
| 2  | 琿春河           | ᠬᠠᠳᠠ ᠪᠢᠷᠠ         | hūncun bira      |
| 3  | 哈達河           | ᠬᠠᠳᠠ ᠪᠢᠷᠠ         | hada bira        |
| 4  | 勒忒河           | ᠯᠡᠲᠡ ᠪᠢᠷᠠ         | lete bira        |
| 5  | 卜禾里河          | ᠪᠣᠬᠣᠷᠢ ᠪᠢᠷᠠ       | bohori bira      |
| 6  | 哈爾達山          | ᠬᠠᠳᠠ ᠪᠢᠷᠠ         | kalda alin       |
| 7  | 哈達河           | ○                 | ○                |
| 8  | 你牙母你牙麻河       | ᠨᠢᠶᠠᠮᠢᠨᠢᠶᠠᠬᠤ ᠪᠢᠷᠠ | niyamniyakū bira |
| 9  | 虎魯河           | ᠬᠤᠯᠤ ᠪᠢᠷᠠ         | hulu bira        |
| 10 | 西白河           | ᠰᠢᠪᠡ ᠪᠢᠷᠠ         | sibe bira        |
| 11 | 心鷄拉庫河         | ᠰᠢᠩᠭᠢᠯᠠᠬᠤ ᠪᠢᠷᠠ    | singgilakū bira  |
| 12 | ○             | ᠬᠠᠳᠠ ᠪᠢᠷᠠ         | kafa alin        |
| 13 | 角兒河           | ᠭᠢᠣᠯᠬᠣ ᠪᠢᠷᠠ       | giolho bira      |
| 14 | 夫大是渾河         | ᠮᠤᠮᠠᠨ ᠪᠢᠷᠠ        | fudasihūn bira   |
| 15 | 牛瀾央舍利河        | ᠨᠢᠠᠩᠠᠭᠢᠶᠠᠨ ᠰᠡᠷᠢ   | niwanggiyan šeri |
| 16 | 朱爾根城          | ᠵᠤᠯᠭᠡ ᠬᠣᠲᠣᠨ       | julgei hoton     |
| 17 | 非牙河           | ᠮᠢᠶᠠ ᠪᠢᠷᠠ         | fiya bira        |
| 18 | 通金山           | ᠲᠤᠩᠭᠡᠨ ᠠᠯᠢᠨ       | tungken alin     |
| 19 | ○             | ᠬᠠᠳᠠ ᠪᠢᠷᠠ         | hijan alin       |
| 20 | 烏兒滾山          | ᠤᠷᠭᠠᠨ ᠠᠯᠢᠨ        | urgun alin       |
| 21 | 英額河           | ᠶᠡᠩᠭᠡ ᠪᠢᠷᠠ        | yengge bira      |
| 22 | 米瞻河           | ᠮᠢᠵᠠᠨ ᠪᠢᠷᠠ        | mijan bira       |
| 23 | 呼蘭河           | ᠬᠤᠯᠠᠨ ᠪᠢᠷᠠ        | hūlan bira       |
| 24 | 噶哈里河          | ᠭᠠᠬᠠᠷᠢ ᠪᠢᠷᠠ       | gahari bira      |
| 25 | ○             | ᠮᠤᠶᠠ ᠪᠢᠷᠠ         | feshen alin      |
| 26 | 哈順河           | ᠬᠠᠰᠤᠨ ᠪᠢᠷᠠ        | hasun bira       |
| 27 | 穆克得亨嶺         | ᠮᠤᠬᠡᠳᠡᠬᠠᠨ ᠠᠳᠠᠭᠠᠨ  | mukdehen dabagan |
| 28 | 煙楚河           | ᠶᠠᠨᠴᠤ ᠪᠢᠷᠠ        | yancu bira       |
| 29 | 甫爾單城          | ᠮᠤᠮᠠᠨ ᠬᠣᠲᠣᠨ       | furdan hoton     |
| 30 | 鷄心河           | ᠵᠢᠬᠢᠨ ᠪᠢᠷᠠ        | jihin bira       |
| 31 | 哈吉米河          | ᠬᠠᠵᠢᠮᠢ ᠪᠢᠷᠠ       | hajimi bira      |
| 32 | 厄即米河          | ᠡᠵᠢᠮᠢ ᠪᠢᠷᠠ        | ejimi bira       |
| 33 | 蒙古河           | ᠮᠣᠩᠭᠣ ᠪᠢᠷᠠ        | monggo bira      |
| 34 | 細河            | ᠨᠠᠷᠬᠤᠨ ᠠᠯᠢᠨ       | narhun alin      |

により深刻な被害を受けた<sup>6</sup>。海洋性気候地帯の湿った空気が山岳に進路を阻害され、あるいは風の勢いで上昇気流となり、一定の高度に達した所で、冷却して飽和状態となって、雨の降りやすい気象ができる。琿春地方はこうした地理的特性から、ダイチン・グルン時代を通じて、自然災害に襲われることが多かったのである。

近年、マンジュ語檔案文書の公開・出版が進んだのに伴い、東北地方に関する研究が盛んになっている。そのなかで、東北の水害・生態環境の研究にも注目が集まったが、これらは漢文文献のみに依拠した段階に止まっており<sup>7</sup>、さらに、琿春における気候変化・災害救援策については、研究は皆無と言ってよい状況にある。本稿は『琿春副都統衙門檔』『寧古塔副都統衙門檔』などのマンジュ語檔案文書をもとに、乾隆15年に琿春河流域で発生した水害問題について、中央政府はいかなる政策で災害救援を実施したのかを検討することで、マンジュ地域における救荒のあり方を考える一助とするものである。

## 1 協領の着任

琿春は寧古塔副都統の管轄下にあつて、康熙53年に庫雅喇人を中心に3ニルが編成され、ニルごとに佐領を1人ずつ任命し、それらすべてに協領一人が責任を負わされていた。最初は北京の八旗から協領を任命していたが、雍正以降になると、吉林將軍の管轄下および他の駐防地から協領を派遣したり、佐領や防禦から昇進させたりする方式に改められていった<sup>8</sup>。

チゲは元打牲烏拉協領から琿春協領に就任するため、乾隆15年(1750)6月13日、寧古塔を出発し<sup>9</sup>、19日には琿春に到着して協領職を引き継いだ<sup>10</sup>。チゲはこのとき義倉の穀物1,872石、穀物の売却銀378両9錢6分、婚礼・葬礼用の利息銀153両9錢6分、官兵らの秋期俸禄錢糧2,869両5錢、エルト人の銀405両、合計銀3,807両4錢2分もあわせて引き継いだ<sup>11</sup>、食糧不足に気づき副都統衙門に報告を行っている。

6 『琿春県水利志』琿春県水利志編輯室、1989年、25-32頁。

7 于春英『清代東北地区水災与社会対応』社会科学文献出版社、2016年。陳躍『清代東北地区生態環境変遷研究』中国社会科学出版社、2017年。

8 顧松潔「清代琿春駐防八旗行政体系」(復旦大学歴史地理国際研討会口頭発表、2017年6月20日)

9 『琿春副都統衙門檔』第2冊、「琿春協領齊格為報接任日期事致寧古塔副都統衙門呈文」乾隆15年6月20日、206-207頁。

10 『琿春副都統衙門檔』第2冊、「琿春協領齊格為請暇回打牲烏拉接家眷事致寧古塔副都統衙門呈文」乾隆15年9月23日、259頁。【訳文】琿春の協領チゲが休暇を取るため副都統衙門に呈するところ、我チゲは5月に打牲烏拉協領より琿春に派遣された。我が家族を同行させるつもりだったが、ちょうど雨が大きいに降り路が汚泥に塗れていたため、連れてくることができなかった。我が家の畑は洪水に流され、我が処理に行かないと、永遠に処理してくれる人がいない。したがって、我に休暇を与えて派遣し、家族を迎えに行かせてほしい。このために呈文を送る。

11 『琿春副都統衙門檔』第2冊、「琿春協領齊格為移交閑防錢糧起程赴寧古塔事致寧古塔副都統衙門

我チゲは19日に到着し、20日に職務に就いたところ、琿春地方の3ニルの兵士らは食糧が途切れ、勤務することも、妻子を養うこともできないので、義倉にある穀物1,872石の中から、彼らの人口を計算し、672石の穀物を出して分配した。秋期に穀物が収穫できたら、数の通り填補して収領したい。このために呈文を送る<sup>12</sup>。

チゲは20日の職務開始後直ちに、現地琿春における食糧不足の現実から、672石の食糧を人数に応じて援助する必要性を判断したが、これは義倉の穀物貯蔵量の3分の1にあたる額である。ただし、こうした食糧不足が悪化している状況じたいは、佐領のジブキユウが既に4月26日に報告していた事項であった。

琿春代理協領の佐領ジブキユウが副都統衙門に呈し、報告して指示を仰ぐ件。佐領バケシナ・デルス・ヤビナらが呈したところ、昨年は各穀物の収穫が7割であったが、夏季に雨が降り続いたので、穀物の粒が小さく、脱穀すると食えないものが多い。1斗あたりの穀物から3升の精米しか得られないので、口糧が不足している。調べたところ、我ら3ニルの官兵の戸数は228戸、人口は2,376人であった。このうち食糧が5月まで過ごせるだけある戸数は43戸、人口は727人であった。燕麦と大麦が足りるだけある戸数が19戸、人口は291人である。現在、穀物が不足している戸数は166戸、人口は1,358人である。どうか義倉の穀物を処理し、我らの3ニルの食糧不足の戸と人口に均等に与えてほしい。秋に穀物を収穫したら直ちに、数の通り補填させて収領したいと呈文を提出する<sup>13</sup>。

ここで言う昨年とは乾隆14年(1749)を指すが、穀物収穫量はそれぞれ7割程度となっていた<sup>14</sup>。しかし、雨天が多かったせいで穀物の品質が劣化し【表1】、脱穀したときの精米量が著しく低下したのである。乾隆14年(1749)は燕麦・大麦も共に不作であった。

琿春協領のヘバオが呈する文書では、3月・4月は適度な雨を得たので、燕麦・大麦と各穀物は非常によく成長していた。6月8日から13日にかけて雨が降り続き、ま

---

呈文」乾隆15年6月20日、205-206頁。

12 『琿春副都統衙門檔』第2冊、「琿春協領齋格為動支義倉糧石接濟琿春兵丁秋後照數補齊事致寧古塔副都統衙門呈文」乾隆15年6月22日、212頁。

13 『琿春副都統衙門檔』第2冊、「署琿春協領事佐領濟布球為請動支義倉糧石接濟官兵口糧事致寧古塔副都統衙門呈文」乾隆15年4月26日、150-151頁。

14 『寧古塔副都統衙門檔』（フィルム番号4-5）乾隆14年9月5日、中国第一歴史檔案館蔵。【訳文】8月20日に雨が十分に降り、また26日にも雨が降り、各穀物が成熟したので刈り入れを済ませ、7割を収穫した。また、「内閣満文題本」「題報吉林烏拉等処糧谷収成分數事」乾隆14年10月9日、中国一歴史檔案館蔵。【訳文】寧古塔將軍の永興らが謹んで奏する。調べたところ、今年は我らの所では雨が適度に降ったので、吉林烏ラの各穀物は収穫が8割、寧古塔の各穀物は収穫が8割、琿春の各穀物は収穫が7割、伯都訥の各穀物は収穫が8割、三姓の各穀物は収穫が7割、拉林地方の各穀物は収穫が8割であった。各々報告してきたが、およそ平均7割くらい収穫ができた。収穫の割合を規則通り上奏すべきであり、このために謹んで奏聞する。

た16日から26日にかけても雨が連日降ったので、穴倉が漏れ窪地の田溝に水が溜まり、燕麦・大麦が浸水し半分ほど花が咲いたため、収穫できたのは4割であった<sup>15</sup>。

5月に続き6月も雨が降り続いたせいで<sup>16</sup>【表1】、燕麦・大麦の収穫もわずか4割に止まり、結果的に被災者の戸数が166戸、人口が1,358人に及ぶ、深刻な食糧危機に陥ったのであった。これは琿春の総人口の50%を超える数である【表2】。

表1 乾隆14年から16年、琿春の毎月降水日数

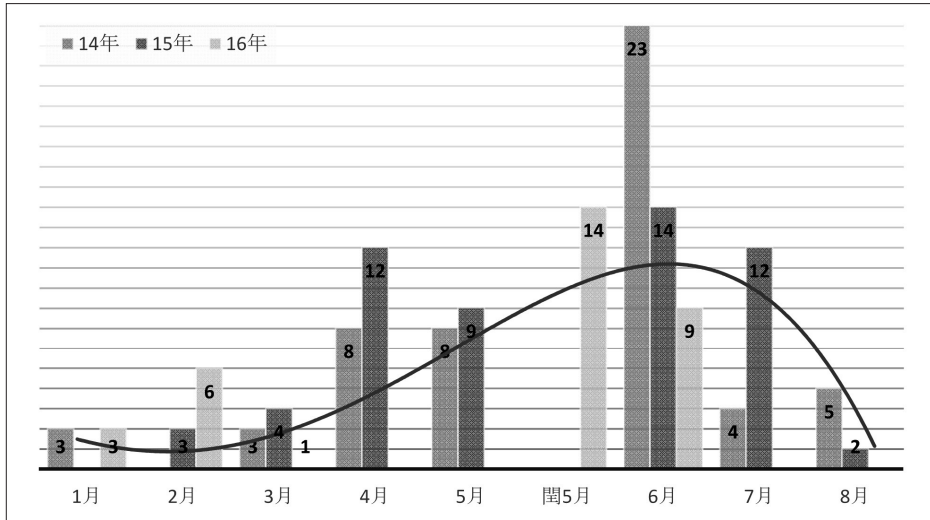


表2 琿春の災害と食糧

| 年     | 戸数      | 人数        | 受灾面積      | 余糧   | -96  | +144 | 在庫糧  |
|-------|---------|-----------|-----------|------|------|------|------|
| 乾隆13年 | ---     | ---       | ---       | ---  | ---  | ---  | 1920 |
| 乾隆14年 | 166     | 1358      | ---       | 1920 | 1824 | 1968 | 1968 |
| 乾隆15年 | 137/228 | 1460/2376 | 872/4570  | 1968 | 1872 | 2016 | 2016 |
| 乾隆16年 | 148/243 | 1560/2465 | 2147/4650 | 2016 | 1920 | ---  | ---  |

注：被災者/総数；-96は売り出す旧食糧、+144は年間収める額；糧食の単位は石；

このような悪天候はチゲの赴任後も変わらなかった。彼の7月12日の報告には次のようにある。

3月・4月に雨が適度に降ったので、燕麦・大麦と各穀物は非常によく成長した。5月30日から6月7日にかけて、昼夜を問わず雨が降った。5日に琿春河が氾濫し、

15 『寧古塔副都統衙門檔』（フィルム番号4-5）、乾隆14年7月10日、中国第一歴史檔案館蔵。

16 『寧古塔副都統衙門檔』（フィルム番号4-5）、乾隆14年5月20日、6月5日、6月20日などの記事による、中国第一歴史檔案館蔵。

7日に止まった。9日の水の収束後に調べたところ、3ニルの官兵が耕した畑は合計4,570垧であったが、このうち沿岸地の畑で各穀物が水没し流出したものが442垧、丘地の畑で窪地の田溝に水が溜まり、各穀物が浸水して変色したものが430垧である。これらの畑は水没した。浸水した戸数は137戸、人口は1,460人、彼らが耕していた畑は3,500垧である。6月14・15日に大雨が降り、19・20・21日に大雨が降り、23・24日に大雨が降った。また29日にも雨が降った。7月1・2日に雨が降り、3・4日に大雨が降り、また8日に雨が降った。土地が水没し、畑のすべてに水が溜まり、燕麦・大麦が浸水して収穫はわずか4割であった。畑が水に浸かり変色した穀物について呈文で報告した。その後も雨天が続き、全く晴れなかったため、すべて枯れた。今年は6月から穀物がちょうど育つ時に、雨天が続き、穀物に日が全く当たらなかったため、ほとんど成長せず、現在は穂が出始めたが非常に小さい。雨で各穀物が浸水し、燕麦・大麦は4割の収穫だった。また、畑の穀物も洪水で水没し、水が溜まった畑の穀物は全部枯れた。琿春の官兵には他の穀物が全くない上に、さらに、燕麦・大麦が収穫できなかった。現在、食糧不足から災害が発生した。琿春へ通じる道が他にないので、義倉の穀物を供出し、穀物が足りない官兵やその他の者に、暮らしが成り立つように貸与してほしい。来年の穀物収穫時に、額数通り返済させて受領し、元の項目を填補して収納したい。この措置で適切かどうか、副都統衙門からの指示に従って行いたい<sup>17</sup>。

乾隆15年の春は琿春は好天に恵まれていたが、5月以降は雨天が続き、琿春河の水位が徐々に上昇して6月5日に堤防が決壊し、ほとんどの畑が水没したり、流されたりするに至った。この深刻な災害の下、燕麦・大麦の収穫はわずか4割にとどまった。これは前年と同じ収穫量であるが、他の穀物も4割しか収穫できず<sup>18</sup>、被災者の戸数は137戸、人口は1,460人に拡大した。4月の報告時より被災者数が増え、畑の被害面積も872垧に及んだのであった【表2】。

このような水害は翌年まで続く。乾隆16年(1751)7月23日の報告書によると、調べたところ、4・5月は降雨が適量だったので、燕麦・大麦と各穀物は非常によく成長していた。閏5月13日から25日に雨が降り続き、29日まで大雨となった。6月2日から雨が降り続き、3・4・5日まで大雨となり、8・9日も大雨だった。10日に琿春河が氾濫を起こし、12日に水勢がおさまり、13日に水が引いた。15日から17日

17 『琿春副都統衙門檔』第2冊、「琿春協領齋格為遭受水災可否動用義倉糧石接濟事致寧古塔副都統衙門呈文」乾隆15年7月12日、219-222頁。

18 「軍機處錄副奏摺」「奏聞吉林烏拉等處農作物收成情形並米石時價摺」、乾隆15年8月26日、中国第一歴史檔案館蔵。また、「内閣満文題本」「題報寧古塔等處莊稼收成分數事」、乾隆15年10月7日、中国第一歴史檔案館蔵。

まで雨が一日中降ったので、再び氾濫を起こし、18日に水勢がおさまり、20日に水が引いた。その後調べたところ、3ニルの官兵が耕した畑は全部で4,650垧であり、このうち沿岸地の畑で各穀物が水没し流出したものが547垧、丘地の畑で窪地の田溝に水が溜まり、各穀物が変色して枯れたものが1,600垧である。畑が流され、水が溜り枯れた戸数は148戸、人口は1,560人、彼らが耕していた畑は3,650垧である。今年閏5月、穀物が成長する時に雨天が続き、穀物に日が当たらなかったため、すべてが浸水して成長せず、今は穂が出始めたが非常に小さい。現在、浸水したすべての畑に水が溜まり、燕麦・大麦も浸水し半分ほど花が咲いたため、収穫は3割だったと呈文で報告する<sup>19</sup>。

乾隆15年に続き、16年も琿春は豪雨被害に襲われ、また、琿春河の堤防も決壊した。6月10日に始まった洪水は、燕麦・大麦はわずか3割の収穫にとどまった。この年3ニルの総戸数は243戸、人口は2,465人であったが、被害戸数は148戸、人口は1,560人に及び、畑の流出面積は547垧、水没した田土は1,600垧まで達した。前年より被害が深刻であることが明らかである【表2】。

ダイチン・グルン時代において穀物収穫量の割合は、10割が大豊作、8割が豊作、7割が平年作、6割及びそれ以下になると、租税の免除を申請することが可能で、2割は収穫がほとんどなく、「作物の稔らぬ土地が1,000里に達する」という大災害の年に相当する<sup>20</sup>。降水の分類は通常、雨・雪の2つの形式に分けられ、それぞれが強さに応じて零雨・小雪・細雨・にわか雨・大雨・豪雨・雷雨などに分類される<sup>21</sup>。そして、マンジュ語の表記では、雨の降り方はそれぞれ、agaha / 降雨、ser seme agaha / 零雨、hafume agaha / 濡らす雨、singgime agaha / 染み込む雨など、雪の降り方はそれぞれ ser seme nimaraha / 小雪、emu urhun nimaraha / 1指の厚さあるいは半寸の雪が降った、emu jurhun nimaraha / 1寸の雪が降ったなどの形式に分類されている。

つまり、琿春は乾隆14年から3年間水害が続き、その被害は甚大で、穀物の収穫は大幅な減産に見舞われた。そのため、人口の半分近くが食糧援助の対象となり、それは義倉の貯蔵食糧からの供出によった。これが琿春において唯一の救災援助の方法であった。

19 『琿春副都統衙門檔』第2冊、「寧古塔副都統衙門為查明呈報官兵間散収成及能否糊口等事致琿春協領札文」乾隆16年7月23日、478-481頁。

20 秦国経『明清檔案学』学苑出版社、2016年、545頁。

21 張徳二・王宝貫「用清代『晴雨録』資料復原18世紀南京・蘇州・杭州三地夏季降水量序列的研究」『応用気象学報』1巻3期、1990年、260頁。

## 2 食糧の援助

雍正5年(1727)、琿春では官兵の寄付により義倉4間が建てられた<sup>22</sup>。義倉は災害や飢饉に備えるために穀物を貯蔵し、凶年になるとこれを安価で売却したり、また被災者に貸与したりすることを通じて、災害で困窮した人々の救済を主たる目的とした。ダイチン・グルン時代、義倉が倉政体系の中で一定の地位を占めたのは、雍正年間に始まる。乾隆年間になると、義倉制度はいっそう進展し、吉林地方の官府には八旗が管理に当たる義倉が設けられた<sup>23</sup>。乾隆7年(1742)12月、寧古塔將軍鄂彌達は次のように上奏している。

吉林などに義倉を設け、兵士を派遣して耕作を開始して以来、全く役に立たないばかりか、兵士は却って苦難に喘いでおり、そのうえ、現存の穀物の大半は腐らせてしまった。臣らが思うところ、糧倉の設置と穀物の貯蔵は本来、その時々々の需要に応えるためにあり、もし義倉を廃止したら凶作の際に援助ができなくなる。今黒龍江などでは、兵士に官田を耕作させて穀物を納付する制度がある。応令照此例、將未墾蕩田酌量墾種、等因議准在案。この規則通りに、未開発の荒地をそれぞれ耕作させる件が、既に議准されている。今、將軍の鄂彌達の查奏によると、吉林所属の義倉は以前から近くに分設し、一か所に設置はしなかった。もし黒龍江の規則通りに一か所にまとめると、數百里外の居住者を移住させて耕すのは、非常に不便である。しかも吉林の場合、城外二百里に至って初めて耕作可能な荒地があり、収穫された穀物を倉に運ぶにも非常に困難である。どうか以下のように措置してほしい。吉林八旗の48佐領の下に、佐領ごとに牛付きの農具1、水手の牛付きの農具6を置き、烏拉九台津渡に水手の牛付きの農具10、四辺辺門に牛付きの農具を各々5、金州・鄂仏囉等の17台に牛付きの農具10を置く。牛付きの農具1つ当たり3人それぞれが当地の畑で耕作し、1人ごとに16石の穀物を徴収し、当地の義倉に納めさせて貯蔵する。もし収穫がないとき、不作のときは、貧苦の兵士に配給して、秋に数の通り返還させ、1石ごとに5升の利子を加えて収領する。牛や農具を購入する資金は、庫蔵の余剩銀から支給してほしい、とあった。請願の通り、毎年穀物を収穫し、3分の2を売却し、3分の1を貯蔵するものとする。また、その將軍は三姓・寧古塔・阿勒楚喀・琿春などの義倉も同様に処理したいと称している。

吉林等處設義倉、撥兵耕種以來毫無裨益、兵丁反有苦累、且現存之穀、大半霉變、經臣等以設倉貯谷、原備緩急之需、若輒行停止、歉收無由接濟。今黒龍江等處、既有兵丁耕種公田交納谷石之例。應令照此例、將未墾蕩田酌量墾種、等因議准在案。今擬該

22 『(乾隆)盛京通志』(早稲田大学蔵)卷18、公署、13a頁。

23 朱澐「食爲民天：清代備荒倉儲的政策演變与結構轉換」『史学月刊』2014年4期、22-23頁。



將軍鄂彌達查奏、吉林各屬義倉向系就近分設、並非設於一處、若照黑龍江之例、歸於一處、使數百裡外之人、移來墾種、多有未便、且吉林城二百裡外、始有蕩田可耕、收穫谷石、運送至倉、亦屬艱難。請于吉林八旗、四十八佐領下、每佐領各置牛一具、水手牛六具、烏拉九台津渡、水手牛十具、四邊邊門、各牛五具、金州、鄂叻囉等十七台牛十具、每具三人、各於本處墾田耕種、每人征倉斛谷十六石、交納本處之倉收貯。倘遇籽粒不獲、或值歉收、散給貧苦兵丁、秋收照數歸還、每石加收五升。其置買牛只農器、請於庫貯盈餘銀內動支。等語。應如所請、每年收穫谷石、令三分糶二存一、至該將軍複稱三姓、寧古塔、阿勒楚喀、琿春各等處之義倉、一体弁理<sup>24</sup>。

吉林などの地方では義倉の設置以来、土地を専門の兵士が耕していたが、きわめて非効率であったらしく、そればかりか、義倉穀を腐らせてしまう事態にまで陥っていた。そこで、義倉制度の改善策が講じられ、吉林では八旗でニルごとに牛を1頭、また農具ごとに3人を配置し、毎年1人当たり義倉に穀物を16石上納させることに改められた。また、義倉の穀物を凶作の年に兵士に貸与し、翌秋に穀物1石ごとに5升の利息糧を加えて返納させるという方法を定めることになった。これは琿春にも適用され、3ニルに各3名の兵士を派遣して土地を耕させ、毎年1人当たり16石の穀物を納めたとすると、義倉には年間144石の穀物が収領されることになる。さらに、義倉貯蔵分のうち3分の2の古い穀物を時価で売り払い、その売却益を倉庫の修理、牛や農具を増やすのに用いることが定められた<sup>25</sup>。こうした措置を通じて、穀物の腐敗予防と、義倉の貯備の維持が可能となり、それ故、凶作の年の救済支援も確実なものとなるだろう。

琿春においては、乾隆7年の規定通り古い穀物を売却し、その減少分は秋期に納めさせ

24 『大清高宗皇帝実録』 卷180、乾隆7年12月条、9a-10b頁。また、『大清高宗皇帝実録』 卷191、乾隆8年閏4月24日条、8b-9a頁。「戸部議准寧古塔將軍鄂彌達疏報。寧古塔・伯都訥・阿勒楚喀・三姓・琿春等處開墾事宜、應按照各該處佐領若干員、每一佐領、編立農器一具、每農器一具、派三人墾種。查、寧古塔義倉、現存糧五千五百四十六石零・銀七百二兩零。伯都訥義倉、現存糧六千一百一十石零・銀三百五十三兩零。阿勒楚喀義倉、現存糧二千八百四十二石零・銀一百八十七兩零。三姓義倉、現存糧四千四百四十四石零・銀一千二百八十兩零。琿春義倉、現存糧一千六百三十二石・銀三百一十二兩零。寧古塔佐領十、阿勒楚喀佐領八、三姓佐領二十、琿春佐領三、每佐領編立農器一具。伯都訥佐領滿洲十、各編一具。蒙古二、共編一具、每具派出三人墾種、需牛共四十八隻。其置立犁鏵等件、於壳糧銀內動用。從之」。また、さらに詳細な満漢合璧の文書は、中国第一歴史檔案館所蔵の「題為遵旨議奏寧古塔琿春三姓阿爾楚喀等地置立牛具開墾荒甸設立義倉所需銀兩數目事」（満漢合璧）、乾隆8年閏4月20日。

25 『琿春副都統衙門檔』 第1冊、「琿春記名協領赫保為查報本處閔防及地名均用滿文書寫等情事致寧古塔副都統衙門呈文」乾隆13年2月27日、277頁。また、乾隆19年の記事から、このときの穀物価格は1石ごと2錢7分5厘であることがわかる（『琿春副都統衙門檔』 第3冊、「署琿春協領閔防佐領阿松阿為報義倉米石數目事致寧古塔副都統衙門呈文」、「署琿春協領閔防佐領阿松阿為報義倉売出米石得銀數目事致寧古塔副都統衙門呈文」乾隆19年3月21日、83-84頁）。

た穀物で補填していた。乾隆13年(1748)に、琿春の義倉に貯蔵された穀物は1,920石であり<sup>26</sup>、翌年そのうちの96石を売り出すと、在庫は1,824石となり、秋期に3ニルから規定通り144石の穀物を上納され、この年の貯蔵額の合計は1,968石となった<sup>27</sup>。したがって、乾隆14年(1749)の義倉の貯蔵穀物が1,968石で、さらに96石を売却していたとすると、チゲは乾隆15年の着任時に1,872石の穀物を引き継ぎしたことになるのである。

しかし、チゲは到任後直ちに食糧不足に気付き、副都統衙門に報告して672石の援助を願い出た。救済事業が規則通り実施されたことは、佐領ヤビナの10月の報告書からわかる。

乾隆14年11月に、我らの義倉に1,968石の穀物があることを報告したと冊子に記している。今年6月に兵士らは食糧が足りないと副都統衙門に報告し、義倉にある672石の穀物を供出して援助にあて、秋に数の通り補足した。また、3ニルが耕して収穫した穀物は144石で、合計2,112石である。その中の3分の2にあたる96石を売り出した分を除くと、現在、義倉に実存する穀物は2,016石である。このために呈文を送る<sup>28</sup>。

ここからは、救済に回された672石の穀物は秋期には完済され、また、義倉に規定通り年間144石の穀物を納めた結果、義倉の貯蔵穀物は却って2,016石に増加していたことがわかる。琿春は海洋性気候の影響で、春から夏にかけて、大雨による洪水被害が頻繁に発生する。水災のために収穫が悪化し、飢饉の発生も避けられず、乾隆15年(1750)の琿春は、小麦・燕麦・大麦などの収穫量が大きく低下した。チゲの救災事業が順調に始まったように見える表面下では、食糧不足はなおも進行しており、翌年2月まで抜け出すことができなかったのである。

昨年に食糧が途切れ、義倉の穀物を貸与した。秋の収穫穀物の4割を貸与額の返済分として補填させたが、兵士らの食糧が断たれてしまった。我ら3ニル官兵の戸数はすべて243戸、人口は2,465人で、食糧が断絶し極限にまで至っている。我ら3ニルの兵士らに倉の穀物を供出して貸与し、秋に穀物を収穫した後に、数の通り補填させて収領したいと呈文を提出してきた。我が自ら詳しく調べたところ、3ニルの官兵の総戸数が243戸、人口が2,465である。昨年6月に食糧が途絶えたことを副都統衙門に

---

26 「内閣満文題本」『題報吉林烏拉等処糧各取成分数事』、乾隆13年9月26日、中国第一歴史檔案館蔵。【訳文】吉林・烏拉では各穀物の収穫は7割、寧古塔では各穀物の収穫は7割、琿春では各穀物の収穫は8割であった。三姓では閏7月20日に霜が降りて凍り、穀物が成熟せず収穫は6割であった。拉林では穂が出たとき雨天が続いたので、各穀物が成熟せず実が小さいため、収穫は6割であった。しかし、伯都訥では3月から6月まで雨が不調で早魃となり、閏7月18日・19日・20日に霜が降り、各穀物の収穫は1割であった。

27 『寧古塔副都統衙門檔』（フィルム番号4-5）乾隆14年12月19日、中国第一歴史檔案館蔵。

28 『琿春副都統衙門檔』第2冊、「暫署琿春協領関防佐領雅必納為報義倉収支糧石数目事致寧古塔副都統衙門呈文」乾隆15年10月、310-311頁。

報告し、義倉の穀物を供出して兵士らの援助に与え、この穀物を11月に数の通り催促して返納させ、義倉穀を補填して収領した。現在、食糧が断絶し極限にまで至っているのは事実である。琿春の義倉の貯蔵穀物は全部で2,016石であり、今年はそこから3分の2の96石を売却した分を除き、義倉にある1,920石分の穀物を兵士らに貸与し、秋の収穫穀物で数の通り返済させて補填したい<sup>29</sup>。

寧古塔副都統衙門は琿春の要請を容れ、3ニルの官兵に1,920石の食糧援助することを許したが、その貸与条件は秋の収穫をまって返済させるという、規則に従ったものであった<sup>30</sup>。つまり、このとき穀物の貸与は制度の一環として実施されたのであり、それは乾隆15年の穀物貸与672石が秋に回収された点からも、知られることなのである。

また、乾隆16年(1751)2月24日に、寧古塔副都統衙門が琿春地方に下した文書によると、琿春の官員は義倉の穀物が、5月の燕麦・大麦の収穫までは3ニルの官兵に貸与するのが可能であるが、それ以降には不足を来たすと不安を抱いていると言われる<sup>31</sup>。そのため、琿春は寧古塔副都統衙門に要請して、以下のように食糧配給が行われることになった。

調べたところ、正月に穀物を76戸・人口558人に配給し、2月に穀物を97戸・人口1,403人に配給し、3月に穀物を76戸・人口504人に配給し、すべての穀物を2,465人に配給したという。部院の規定通り、我らの人口に1人当たり毎月2斗ずつ配給した。規則に従って処理すると、1,992石の穀物が必要である。汝らの所は1,920の穀物を貸与すべきであると冊子に記している。現在、汝は義倉のすべての穀物を用いて貸与するという。この1,920石の穀物を供出すれば、汝の人口に十分だから、これ以上ほかに措置を講じる必要はない<sup>32</sup>。

この年の琿春の総人口は2,465人で、被害者に1月から3月まで、規定通り1人あたり

29 『琿春副都統衙門檔』第2冊、「寧古塔副都統衙門為準借給官兵義倉米石秋後照数帰倉事致琿春協領札文」乾隆16年2月24日、353-354頁。

30 『琿春副都統衙門檔』第2冊、「寧古塔副都統衙門為準借給官兵義倉米石秋後照数帰倉事致琿春協領札文」乾隆16年2月24日、354-355頁。【訳文】調べたところ、協領チゲの呈文によると、現在、兵士らは極限状態にあるという。彼の呈にある通り、義倉にある2,016石から時価で96石の穀物を売り出し、余剰の1,920石の穀物を3ニルの兵士らに貸与して、秋の収穫から数の通り補填させる。このために呈文を送る。2月18日。

31 『琿春副都統衙門檔』第2冊、「寧古塔副都統衙門為既已動用義倉米石接濟琿春官兵足以糊口毋庸另行弁理事致琿春協領札文」乾隆16年3月20日、378-379頁。【訳文】寧古塔副都統衙門が琿春に送った文書。汝が呈送してきた配給を求める文書には、現在、兵士らが極限状態にあるため、直ちに汝の呈文に従い、汝らの義倉の2,016石の穀物から、96石を時価で売却した分を除き、余剰の1,920石の穀物を3ニルの兵士らに貸与し、秋の収穫をまって数の通り補填させる。このために呈文を送る。2月24日到着。

32 『琿春副都統衙門檔』第2冊、「寧古塔副都統衙門為既已動用義倉米石接濟琿春官兵足以糊口毋庸另行弁理事致琿春協領札文」乾隆16年3月20日、379-380頁。

2斗ずつの食糧を援助したが、そのためには、毎月493石の食糧が必要となる。副都統衙門は義倉貯蔵分の穀物1,920石で、十分に足りると判断していたようだが、琿春のほうの不安は的中し、5月以降には食糧危機に陥ってしまった。

吉林烏拉將軍の赤帯フセン等は、乾隆16年9月22日に上奏した。大臣の我が言ったのは、吉林烏拉將軍の赤帯フセン等が上奏した文書では、大臣の我らが調べたところ、吉林烏拉・伯都訥・拉林・三姓・寧古塔などの所には、聖なる主恩で雨が適度降ったので、6割から8割まで等しくない収穫があったが、水没したのを計算すると7割ぐらい収穫していた。しかし、琿春は夏から洪水に襲われたので、わずか3割を収穫した。そちらの口糧が不足している。来年は1,560人に2月から7月まで人数ごとに、もし毎月斛の2斗を受領すれば、すべて1,560石の穀物が必要とある。今、寧古塔の琿春の義倉に全く貯蔵の穀物がなくなったので、大臣の我らは寧古塔副都統のイリンタイに交付した。寧古塔に昨年に貸与した今年に返すべき義倉の穀物が、また、今年に新しく収穫する義倉の穀物の中から、合計1,560石の穀物を処理すると、必ずしも窮乏の極に至らないだろう、そのように貸与してあげたい。このような貸与した穀物を昨年に聖なる主恩を願って上奏し、3年間にわけて返還するように処理した。また、大臣の我らのところで収穫した各穀物の数を本来のとおりを上奏すべきであるという。調べたところ、乾隆15年に吉林烏拉將軍の前任ジョナイが、調べて上奏したところ、旗人は耕した畑が水没したので、収穫は尋常ではない。口糧が不足しており、各々不足している月により、毎月1人当たり穀物を斛の2斗を貸与し、義倉などの倉の穀物を次々と貸与すべきであり、貸与した穀物を乾隆12年に水没して、3年の期限を定めたとおり返還するようにしたい、という。大臣の我が部より再び上奏を許したと冊子に記している<sup>33</sup>。

乾隆16年(1751)1月から3月まで2,465人の被災者が食糧を援助されていた。しかし、5月以降の強い雨の影響で、穀物の収穫がわずか3割しかなく、食糧危機を乗り越えることができなかったのである。穀物豊作の願いも叶わず、被害者数は引き続き1,560人の水準にとどまっていた。もし、毎月1人あたり2斗の食糧を援助すると、また1,560石の食糧が必要となる。さらに、乾隆14年から3年間続いて水害に襲われた琿春は、義倉にある穀物がほとんど払底し、副都統衙門に援助の要請をせざるを得なかったのである。

このように、琿春は乾隆14年(1749)から大雨のために、穀物の生産が大きく低下し、毎年、義倉からの穀物援助に頼らなければならない事態に陥っていた。しかし、深刻な災害の下で、被災者に貸与された穀物を秋期に回収するのは困難である。実は、乾隆12年にも既に1度、穀物の返済期間を3年間に先延ばしして、救済に当てたいという提案がな

---

33 『寧古塔副都統衙門檔』（フィルム番号5-6）、乾隆17年2月4日、中国第一歴史檔案館蔵。

され、認可されたことがあった<sup>34</sup>。吉林將軍はこの度もそれに倣い、中央政府に申し入れをすることになったのである。

夏期に災害が起きると、穀物徴発を緩和して秋期の徴収に回し、今度は秋期の穀物徴発を緩和して来年の徴収に回す。しかし、災害が毎年起きている地域では、その年に緩和したところで、翌年に上納させるなど不可能である<sup>35</sup>。乾隆15年(1750)、吉林烏拉地方の水害は、家屋や畑など広範囲の浸水、川の氾濫による大きな被害と凶作をもたらすほど大規模であった<sup>36</sup>。そこで、吉林將軍の卓鼐は穀物貸与を3年間にわけて回収する政策に切り替えたが、このような政策は、連年災害に当たった琿春にも当然ながら適用される。

琿春一帯は春から夏にかけて、大雨による洪水被害で、家屋の破壊や畑の流出が非常に起こりやすい環境にあり、それは穀物不作と飢饉を伴うことが多かった。中央政府は地方政府の要請をもとに、事前に救災支援策の基本方針を講じ、それを的確に実施できるよう普及させておくのが不可欠である。琿春では凶作の年に実物で援助するのがほとんどで、規定通り1人当たり2斗の食糧を貸与し、返還時に利息を加えて回収していた。

しかし、琿春が凶作に相次いで見舞われる中で、兵士たちに穀物の返済を強いては、彼らの暮らしを圧迫し、本当の救済にならないという問題が生じる。だが、穀物を無償で配布してしまえば、今度は義倉制度を持続させること自体が困難となる。貧民救済と義倉維持のジレンマはここにも存在した。

また、飢饉が起きた際に一番懸念されるのが、物価の上昇と食糧難を引き起こすことでもあった。こうした問題の当面の解決策が、貸与穀物の返済期間を3年間に先延ばしして、彼らの大きな負担を軽減することであった。筆者の目には、こうした措置が将来の生産回復につながる有利な条件となったと思われるのである。

## 結語

20世紀の初め、日本が朝鮮半島を植民地統治した時代には、内藤湖南をはじめとして、間島地方において地理的調査が行われていた<sup>37</sup>。このうち日本陸軍の調査には次のように記されている。「琿春ハ吉林省東南ノ一隅ニ位置ス。其北方及西方ノ一部ノミ、東寧・汪

34 『大清高宗皇帝実録』巻301、乾隆12年10月条、5b-6a頁。論「拋將軍阿蘭泰等奏称、三姓、吉林地方本年雨水連綿、所有官員、兵丁及官屯義倉瀕河地畝多被淹浸等語。此雖系一隅偏災、但官兵地畝歉收、米谷未免不敷、著交該將軍等按被災輕重借給口糧以資接濟。其支借谷石若令於來秋償還、未免力有未逮、可与從前所借谷石、俱著分作三年陸續交納。至本年應交官屯義倉谷石、著查明豁免。再吉林官屯田地内有被水者、其應交谷石、亦一体查明豁免、該部即遵諭行。」

35 李向軍『清代荒政研究』中国農業出版社、1995年、59頁。

36 『大清高宗皇帝実録』巻369、乾隆15年7月乙丑条、14b-15b頁。

37 内藤湖南『間島問題調査報告』、明治39年(1906)2月内藤虎次郎提出、日本外務省アジア歴史資料センター蔵。『内藤湖南全集』第6巻、築摩書房、1972年。

清ノニ県ニ連リ、西南ハ図們ノ流域ヲ隔テテ朝鮮ニ面シ、東南ハ連峰ノ稜線ヲ以テ国境トシ、露領沿海州ニ接壤ス。県内ヲ流ル々河川ハ、共ニ県界若クハ国境ヲ形成セル分水嶺ニ發シ、図們ニ注クヲ以テ流域短縮シ、水量豊富ナラスト雖、灌溉ニ余リアリトス。河川ノ延長尤モ長キハ琿春河ニシテ、其ノ下流一帯ハ丘陵ヲ加ヘ、東西約九里南北約四里ニ渉ル平野ヲナシ、地味一般ニ豊沃ナリ。此ノ平野ヲ除クノ他ハ連山地帯ニ属シ、重畳タル山岳ヲ以テ填充セラル<sup>38</sup>。」

ダイチン・グルン時代においても、琿春一帯はその地理的特性から、自然災害に襲われやすい環境にあった。海洋性気候帯の湿った空気が、山岳の阻害や風の勢いで上昇気流となり、一定の高度で飽和状態となって冷却し大雨を降らせ、洪水災害を頻繁に発生させた。義倉の制度は災害時の飢饉や物価上昇の抑制を目的とした、生活苦に喘ぐ人々のための救済事業である。乾隆時代の東北地方では、兵士が専ら土地の耕作に携わっていた。それはニルごとに定められた人員を派遣し、さらに牛や農具を配布されて、規定通り1人当たり毎年一定の穀物を上納し、その上で一定割合の古い穀物を処理することで、倉糧を維持管理するというものだった。こうして、義倉の備蓄穀物が凶作の年に官兵に貸与されることになる。貸与を受けた穀物はその年の秋に返済するのが基本であったが、乾隆15年の琿春は3年間にわたって水害に襲われたために、彼らの負担緩和政策に乗り出すことになった。これによって被災者の負担を軽減できたし、災害を乗り越えて生産を回復する上でも貢献しただろう。

このような異常気象や自然災害は、周辺地域の気候変動とも密接な関連があったものと考えられる。琿春が水災に見舞われた乾隆15年(1750)には、東アジアの各地で天災が発生しており、3月には青森、4月には高知、7月には天津、8月には山東などの各地が水害に襲われた。また、寧古塔將軍衙門の管轄地域では、6月から7月にかけての大雨のために、水害が6ヶ所で短期間のうちに連続して発生したが【表3】<sup>39</sup>、同じ年の5月の北京では逆に旱魃現象が起こっていたのである<sup>40</sup>。自然災害は一地域の現象としてだけではなく、もっと広域で発生する現象としても、見直さなければならないのである。

キーワード 琿春、マンジュ語、義倉、燕麦、大麦、災害、救済

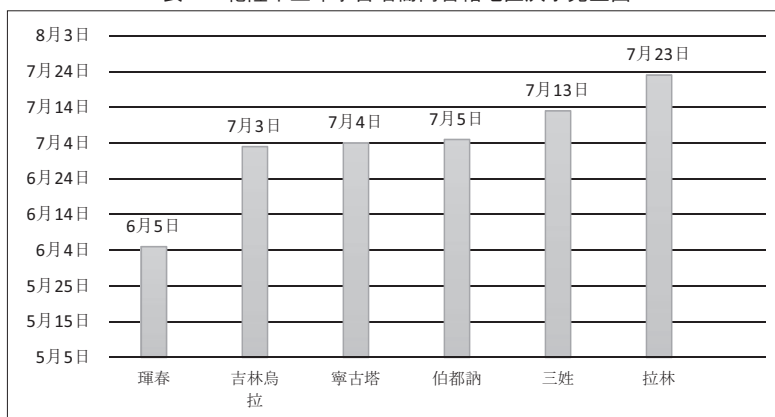
(kicentai)

38 『琿春県概況』日本陸軍省、1918年、56頁。句読点は筆者による。

39 「軍機処録副奏摺」『奏聞吉林烏拉等處農作物收成情形並米石時價折』、乾隆15年8月26日、中国第一歴史檔案館蔵。

40 『明清檔案』092278-001、乾隆15年5月、中央研究院歴史語言研究所内閣大庫蔵。

表3 乾隆十五年寧古塔衙門管轄地区洪水発生図



\* 本稿は国家社会科学基金項目「清代滿文檔案東北盛京地区生態環境變遷資料翻譯与研究」(項目番号: 1701116) による研究成果の一部である。

